

土砂災害防止法に基づく基礎調査委託業務
(急傾斜地の崩壊)

業 務 仕 様 書

令和8年10月

福島県〇〇〇建設事務所

第1章 総則

(適用)

第1条

本特記仕様書は、福島県〇〇〇建設事務所が発注する「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）第4条の規定に基づく基礎調査の業務委託に適用する。

本特記仕様書に定めなき事項については、

- (1) 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）
（最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
- (2) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成13年3月28日政令第85号）
- (3) 土砂災害防止法施行令（平成13年3月28日政令第84号）
（最終改正：平成29年3月29日政令第63号）
- (4) 土砂災害防止法施行規則（平成13年3月30日国土交通省令第71号）
（最終改正：令和2年12月23日国土交通省令第98号）
- (5) 土砂災害防止法施行令第2条第2号の規定に基づき国土交通大臣が定める方法等を定める告示（平成13年3月28日国土交通省告示第332号）
- (6) 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は堀の構造方法を定める件（平成13年3月30日国土交通省告示第383号）
- (7) 土砂災害防止対策基本指針（平成18年9月25日国土交通省告示第1131号）
（最終改正：令和2年8月4日国土交通省告示第785号）
- (8) 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（平成13年6月財団法人砂防フロンティア整備推進機構）
- (9) 土砂災害防止法に基づく福島県版基礎調査の手引き（令和7年2月改訂版）
- (10) 土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（案） 暫定版 ～第8版～
（平成27年6月 （財）砂防フロンティア整備推進機構）
- (11) 共通仕様書〔業務委託編 I・II〕によるものとするが、現地の状況等によりこれによりがたいと判断される場合は、発注者と協議するものとする。

(目的)

第2条

本業務は、土砂災害防止法第7条第4項及び同法第9条第4項に規定される土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として法指定に使用する図面の作成およびその技術的根拠をまとめるものである。

(調査対象箇所)

第3条

調査対象箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所、災害が発生した箇所等とする。

(実施基準)

第4条

危害のおそれのある区域等の設定には、（一財）砂防フロンティア整備推進機構が特許を有する土砂災害警戒区域等設定支援システム又はそれと同等以上のシステムを使用するものとする。なお、同等以上のシステムを使用する場合は、発注者と協議するものとする。

(資料の貸与)

第5条

（１）貸与資料は以下のとおりとする。

- ① 5 mメッシュ数値標高モデル（DEM）を利用して作成した数値地図（1/2,500DM）、TIN、空中写真（オルソフォト）（以上をまとめて、以下「地形図等」という）。
- ② 土砂災害防止法に基づく福島県版基礎調査の手引き（令和7年2月改訂版）
- ③ 斜面カルテ
- ④ その他必要となる資料

（２）受注者は、本業務に必要な資料等の貸与を発注者に求めることができる。ただし、発注者は、業務上必要と認められた場合のみ資料等の貸与を行うものとする。

（３）受注者は、貸与された資料等について業務に関する目的以外で複製したり、他に譲渡や転用をしてはならない。又、紛失・破損等が無いよう責任をもって保管し、必要がなくなった場合には速やかに返却することとする。特に電子データ等については、取り扱いに注意するとともに、業務終了後には複製データを削除すること。

(計画準備)

第6条

本業務に先立ち、調査内容を十分理解したうえで、目的が達成できるよう調査計画を立案するとともに、業務の準備を行う。

(打合せ)

第7条

本業務を円滑に実施するにあたり、業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回の打合せを行うものとする。又、その他必要に応じて、適宜打合せを実施する。なお、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第2章 急傾斜地の崩壊

(机上調査)

第8条

(1) 地形調査

①横断線の設定

横断線は、左右端、人家裏、地形変化点（下端と想定されるのり裾の凹凸や集水型・尾根型斜面、斜面高さの変化点など）、施設効果を見込む対策施設などの主要測線で設定する。

②下端の設定

各横断線で下端を設定する。

③上端の設定

各横断線で上端を設定する。

④傾斜度・高さの設定

斜面の傾斜度と高さを設定する。

⑤一連の斜面設定（左右端の設定）

砂防基盤図において、傾斜度30度・高さ5m以上の要件を満足する一連の斜面の左右端を設定する。

(2) 危害のおそれのある土地の仮設定

地形調査結果に基づいて、危害のおそれのある土地の区域を仮設定する。

(3) 著しい危害のおそれのある土地の仮設定

地形調査結果に基づいて、移動による力(F_{sm})と堆積による力(F_{sa})の計算を行ない、著しい危害のおそれがある土地を仮設定する。

また、移動高(h_{sm})が1m以下の場合、移動による力(F_{sm})が100kN/m²を超える区域及びそれ以外の区域に区分する。さらに、堆積高(h)が3mを超える場合、堆積高(h)が3mを超える区域及びそれ以外の区域に区分する。

(現地調査)

第9条

(1) 地形調査

現地調査では、砂防基盤図の地形データを踏まえ机上設定した以下の項目について、現地で確認する。

ただし、地形改変により急傾斜地自体の形状が変わり、砂防基盤図の修正を要する場合は、監督員に協議すること。

①下端の設定

机上設定した下端の位置を現地で確認し、測線方向に差異がある場合は、簡易測量により下端位置を修正する。

②一連の斜面設定（左右端の設定）

机上設定した左右端の下端位置を現地で確認し、斜面地形（5m、30度）や斜面下方の土地の確認（新規立地の可能性の有無）を踏まえ、必要に応じて簡易測量により修

正する。

③写真撮影及びオフセット測量

下端位置での写真撮影及びオフセット測量については、主要測線（左右端、人家、施設効果を見込む対策施設に位置する測線）及び砂防基盤図と現地形状に差異が確認された測線で実施する。

なお、実施については、土砂災害防止法に基づく福島県版基礎調査の手引き（令和7年2月改訂版）を参照すること。

（2）対策施設等状況調査

現地調査で新たな公共施設及び民間による施設等が確認された場合、諸元及び管理者を確認し、施設効果の有無を判断する。なお、対策施設の写真を撮影する。

（危害のおそれのある土地等の修正設定(机上)）

第10条

（1）危害のおそれのある土地の修正設定

現地調査結果により、必要に応じて危害のおそれのある土地の区域を修正設定する。

（2）著しい危害のおそれのある土地の修正設定

現地調査結果や対策工の施設効果の評価より、必要に応じて著しい危害のおそれのある土地の区域を修正設定する。

（3）危害のおそれのある土地等の区域の調査

危害のおそれのある土地等の区域の調査は、次の項目について机上で確認する。

①人家（人家戸数）調査

②公共施設等調査

※なお、調査項目等については、区域調書作成例を参考とすること。

※過去に基礎調査を実施した箇所（既存成果あり）で修正設定を行う場合、上記第10条（1）、（2）の業務を適用する。（急傾斜地基礎調査業務委託積算基準（4-1）参照）

（とりまとめ調書作成及び照査）

第11条

上記、第8条から第10条までの調査項目について公示図書に使用できるようとりまとめ、区域調書及び公示図書に整理するものとする。又、本業務について照査計画を作成し、照査を実施する。

第3章 成果物

（成果物の作成）

第12条

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

（1）業務報告書

（2）基礎調査結果（区域調書一式）

(3) 公示図書

(4) 区域設定のセットデータ

なお、電子成果品は、福島県電子納品等運用ガイドラインに基づき作成するものとする。